

第2回大阪府特殊詐欺対策審議会の概要について

1 日 時 令和6年9月12日(木曜日)午後1時30分から午後4時30分ころまで

2 場 所 大阪府庁新別館北館1階災害対策本部会議室

3 議 題 特殊詐欺被害防止対策について

4 出席者 審議会委員7名全員が出席

5 事務局 大阪府警察、大阪府

6 議事(概要)

審議開始に先立って、原田会長より、今回の審議会では公開で進め、非公開部分は後で審議する旨の説明があった。

(1) ATM操作時における携帯電話の通話禁止

【事務局】

資料について説明。

【原田会長】

ATM操作時における携帯電話の通話禁止について、原案は義務化ということで議論していく。携帯電話の通話禁止の影響を調べたところ、ATMの前で通話をしている人はほぼいないという結果だった。

よって高齢者で通話をしている人は、普通の行動とは違うということになるので、そこは注意して見てあげて、声をかける。

そのための根拠として禁止しても、府民の皆さんに負担をかけることはない。

むしろ、ATMの前では通話をしないということをマナー化するように向かっていくのはいいと思う。

【木ノ平委員】

大阪府老人クラブ連合会の高齢者のメンバーに「ATM操作時における携帯電話での通話が禁止になれば困る」か「困らない」か、という二択でアンケートを実施したところ、「困らない」との回答が80%であった。

「困る」の理由は、

- ・ ATMの操作方法が分からないときに電話したい

・ 電話がかかってきた時に出たい
という意見であった。

【原田会長】

操作方法が分からないというのは、ATMにある電話で行員に聞いてもらった方がいいと思うが、高齢者は行員よりも知り合いに聞きたいのだろう。

自分がATMを操作時に電話がかかってきた際に出たいという気持ちは分かるが、電車内の通話がマナー化したように、そこは我慢してほしいと思う。

【本委員】

既に条例化されているところでは反発や不具合はなかったのか。

【原田会長】

全て努力義務となっており、条例を作る前は被害件数が多く、条例を施行すると一旦は減ったものの、結局また増えてしまっている。

おそらく条例を作るということ自体が目的化して、それで皆さんが満足したという風に思う。

そういう意味では、作った時は盛り上がったが、その先はあまり変わらなかったという条例なのかなと思う。

努力義務だとこうなってしまうのだろうか。

【川本委員】

努力義務かどうかよりも、府なり事業者の方々の姿勢がどこまで続くのかが重要だと思う。

当時の力の入れ具合はわからないが、「携帯電話で通話をしないでここう」、「通話をするべきではない」という認識がきちっとできれば減るというのは事実で、あとはそれをどうやって持続させるか。

努力義務にすると忘れられていく。

【原田会長】

条例を作った後に何をしてもらえるかということだと思う。

実際に手法としてどこまでできるかという話。

【長江委員】

手法の検討ということで、アンケートを踏まえると実現性の高さで区分しているが、全てが一律対応可能というわけではなく、「できる範囲で対応するよう求める」という形で整えていただきたい。

【原田会長】

私もこれを「一律で全部入れてくれ」というのはおそらく無理だと思う。

ただこれらは今後やってほしいと思っていることの一つであり、頑張って実施したところをちゃんと褒めてあげるような広報活動をしてほしい。

いろいろ銀行がやってくれているのに、意外と私たちは知らない。

それを知らないということが一番良くない。

「銀行はちゃんとやってますよ」というのを表に見える形でしてもらおう。

日本は悪い情報を出すのは上手だが、良い情報を出すのはすごく下手。

府のホームページに出ても誰も見ない。

今回初めて聞いた話がいっぱいあって、「なぜもっと府民が知るところにならないのだろう」ということに純粋な疑問がある。

被害件数を減らすためには、しっかりと広報していく必要がある。

【長江委員】

高齢者が携帯電話の使用禁止に違反した場合の罰則は想定・検討をしているのか。

また、事業者に対してはどうか。

【原田会長】

知事は罰則を想定していないと思う。

この条例を契機にして府民が「ATMの前では電話しない方がマナー的にいいよね」となるように、行動を変えていく。

そのためには本当に大がかりなシステムがいるのかどうかを考えていく必要がある。

例えば、ATMの前で電話してる人はあまりいないので、条例をつくらなくてもいいという話になるとする。

しかし、この条例を作ることで、例えば銀行が何か努力してくれた、コンビニが何か努力してくれたということを、良い取組みとして表に出せる根拠になる。

また、条例が、府民が緩やかに行動を変えていく根拠になればいいかなとも思う。

AIカメラを今すぐみんなに入れるというのは無理だと思うが、将来実現可能になった時にこの条例があれば入れやすくなるのでは。

通話を禁止できるかについては、無人ATMでは誰も監視していないので、ATM管理者で携帯電話の通話を止めるということはなかなか難しい。

そのためにはAIカメラ等の技術でやるしかないと思うが、今はそこまでは求められないだろう。

社会のコンセンサスにする方向に進められればいいなと思う。

対象を高齢者だけに限定できるかどうかだが、外見から高齢者かどうか判別するのは難しい。

ただ、「ATMの前で通話をする」ということがあまりないことだとすれば、年齢を限定することに意味があるのか。

あともう1つは、キャッシュカードの情報だけでは、ATM利用時のリアルタイムでの判定ができ

ないということ。

本人が自身が高齢者であることを認知すればいいのか。

府民の皆さんが「私は今日 65 歳になったから、これから電話するのはやめよう」とはならないと思う。

人の話が分からない重度の認知症の人は騙されないが、軽度の人は騙されやすいため、例えばそういうリスクが入ってくる年代年齢になったら、「ATMを利用するときはATMの操作に集中するようにしよう」という言い方もある。

高齢者の人に自覚を促すという意味で、事業者側で何か工夫できることがないかと考えている。

【原田会長】

「国民を詐欺から守るための総合対策」が6月に出て、犯罪対策閣僚会議で金融機関と連携した未然防止や、ATM利用者への注意喚起などが盛り込まれており、国の方向と合致するのではないかと考えているが、水野委員いかがか。

【水野委員】

私見だが、金融機関というのは、大きく分けると2つの機能があると思っている。

一つは決済機能、一つは融資機能。

今回の話は、決済機能に係るところ。

最近金融が安定しているが、2000年前後は調子が悪かったこともある。

ただ、最近事業者をしっかりと支援していこうということで、非常に融資の部分で強化しており、それに伴って人的リソース等をシフトさせてきた経緯がある。

しかし、銀行法や、信用銀行法に掲げられている金融機関の目的というのは、基本的に公共性に鑑み、信用を維持し預金者を保護することが大前提になっている。

つまり、今の現状を鑑みれば若干その決済機能、預金者の保護という観点がやや金融機関内部では希薄化している印象を受けている。

還付金詐欺被害の9割が無人店舗ということになっているが、そもそも無人店舗は、支店が有人店舗でなくなったもの。

ここからが重要で、金融機関は公共性がある中で預金者を保護するというのはすごく重視すべきではないかと思っている。

その背景には、当然、経営者の観点から「利益を出したい」、「お金は出たくない」という考えがあるのは理解できるが、それは特殊詐欺が社会問題化している原因を生んでしまっているかもしれない。

金融機関が犯罪者にとってやりやすい状況を作ったという論点も重要だと考えている。

本来は法律で考えればいいという話かもしれないが、大阪は全国ワースト1という被害状況で、やるしかないだろうという考えには合理性があると思う。

じゃあ、どこまで条例で縛るのか。

金融機関というのは、全国に展開しているので、ソフトの問題など難しいところはある。

しかし、本来金融機関というのは、公共性があり、これからの高齢化社会において、高齢者が狙われているということであれば、利益の一部をそういった部分に使っていくことは、当然必要性があると思う。

そのように考えれば、長江委員の言っていたとおり、義務化した場合にどのようにしてATMでの通話を阻止するのかという実効性の問題が出てくる。

しかし、私はハード的な部分で、ある程度金融機関が努力して対応していただく方が、この先を見据えた場合に良いのではないかと考えている。

答えになっていないかもしれないが、これからの議論の論点に、本来の金融機関の公共性は何か、ということも踏まえながら議論を進めていただきたい。

【原田会長】

一方で、銀行も色々な取組みをしているということも聞いている。

その中で、これを義務化した時にどういう取組みをしてもらえるかというのも考えながら進めていきたい。

【水野委員】

条例を作れば、金融機関の利益を阻害するという考えになるかもしれないが、ロジックは明確にしておいた方がいい。

【長江委員】

銀行が利益を追求しているという側面は否定しないが、そうばかりではない点をご理解いただきたい。

詳しくは、特定の銀行の名前が挙がるので非公開となる後半にお話する。

【原田会長】

銀行側の味方をしているわけではないが、色々取組んでいる銀行もあり、頑張っていないわけではないと思う。

【水野委員】

私も銀行の努力は理解している。

頑張っていないと言っているわけではないので、誤解のないようにお願いしたい。

【原田会長】

実効性の担保については、銀行がより努力してしていただけるような方向になったらいいなというぐらいか。

無人ATMが狙われているが、現状のままだと義務化しても無人ATMではあまり効果が無い可能性がある。

最終的には、ハードウェアで片付けないといけないところがあるのではないかな。

【長江委員】

繰り返しになるが、一律に対応を求められても色々な金融機関があるので急には難しい。

【川本委員】

審議会でどこまで議論するか。

少しずつやっていって、最終的には金融機関が協力していく義務というようになるのではないかなと思う。

そしてそれを前提に条例を定めて、その後の協力を求めていくことになると思う。

府民や金融機関に対してどこまで求めていくかを整理する必要がある。

【本委員】

条例化した場合、金融機関に義務を課すだけではなく、例えば補助金をセットにすることも可能かな。

【原田会長】

先ほどの「対策を取ったところを褒める」という中には補助金のことも念頭に入れている。

条例に入れられる話ではないと思うが、必要なことだと思う。

この項目は先が見えてきたように思うので、次のパートに進みたい。

(2) 不自然な入出金の通報

【事務局】

資料について説明。

【原田会長】

資料の論点に書いてある通り、金融機関の協力はどうしても必要。

犯罪対策閣僚会議と金融庁・警察庁の要請文に、「モニタリングにより、詐欺の被害のおそれが高いと判断される取引を検知した場合には、管轄する都道府県警察へ必要な情報を迅速に提供すること」と書かれている。

まずは、不自然な入出金とは何なのか。

【長江委員】

金融機関の認識としては、総合対策と要請文を受けて、今後大阪府も含めて、どのようなものを通報すべきなのか、通報するタイミングはいつなのか等を個別の事情に応じて調整していくという認識。

義務化するかどうかも含めて、全国と歩調を合わせればいいのではないかと考えている。

【原田会長】

「不自然な入出金」の入出金情報というのは、警察から「この人が被害に遭いました」という情報があった場合に、その人の入出金と普通の入出金のパターンをAIで学習したら何かわかるのではと思っていたが、そうではないのか。

現状でも何か対応しているところもあるのか。

【川本委員】

基準が無いから義務化してもどうするのかという問題はある。

私が前回の条例改正時に関与していた時は、明らかにおかしい新規口座で詐欺に関与している場合は声をかけることができる、といった形だった。

犯罪に関与している人に声をかけたら、犯行を隠そうとして「何で声かけるんや」と怒る。

それに対して「条例があるから」といってアクションを起こしやすい。

つまり、明らかにおかしいと思った時に通報できるという、「できる規定」という気がしている。

後で「通報しなかったから損害賠償」とかではなく、「通報することができる」ということ。

【原田会長】

これに関しては、国の方で進んでいる対策に合わせて進めていけばいいということか。

【長江委員】

それを都道府県レベルで検討するという話になっている。

【川本委員】

これは法律に基づく要請なのか。個人情報保護法の関係もあるので。

【事務局】

要請文は、金融庁と警察庁の連名で各金融機関に出された要請文で、任意の要請と認識している。

【松井危機管理監】

おそらくは、法律に基づくものではなく、所管官庁による要請レベル。

【原田会長】

お願いレベルということか。

これは確認だが、現状でも不審な取引があれば、警察に連絡は行くのか。

【長江委員】

金融庁に届け出をしている。

例えば数週間後に届け出るという感じ。

金融機関によって対応がバラバラなので、今回の要請文書を踏まえて、ある程度足並みをそろえて各都道府県で調整していこうという話になっている。

【原田会長】

それでは条例の中に入れておいた方がいいのか。

【事務局】

国が出したものに沿って、都道府県としても対応を考えるという形。

要請文については、「国民を詐欺から守る総合対策」に基づいて発出されている。

【原田会長】

条例に入れることで、お互いにややこしくなるといったことが無い方がいいなと思った。

そういう意味では、不自然な入出金があれば、すぐ警察に連絡して連携を取れることが大事。

あと国が動いていることから、その方向に合わせて条文を作るという方向性でいい。

この議論はこれくらいで、具体的には国の様子を見ながら。

(3) プリペイド型電子マネー販売時の確認

【事務局】

資料について説明。

【石合委員】

フランチャイズ協会はチェーンの垣根を越えて業界を挙げて防犯活動を行っている。

加盟店舗にアンケートを取った結果、従業員の声かけのみで詐欺被害の未然防止ができたのは令和5年に協会が表彰した1,439件中9件。それ以外は声掛け以上の対応をしている。

ヒアリングを実施したところ

- ・ 聞く耳持たず「大丈夫」と強く言われた
- ・ 「それなら他店で買う」と言われた
- ・ 次のお客さまが並んでいたので対応できなかった

- ・「時間がないので今すぐ売れ」と強く言われ怖くなって売ってしまった
- ・「詐欺被害にあった」と後から恨み節を言われた

などの意見があり、対応に苦慮している。

一方、時間をかけて説得した事例では、お客さまから後で感謝されたことで非常にモチベーションが上がり、また声をかけるということに繋がっている。

結論、声かけだけで解決できる問題ではないという調査結果となった。

【原田会長】

怖いから売ってしまうのは仕方がない。

時間をかければ騙された人の魔法が解ける可能性があるとするならば、その場ではそれなりの確認をしたうえで、それでも買ったのであれば仕方ないという風にした方がいいのかもしれない。

架空料金請求詐欺はプリペイド型電子マネーが7割で購入先はほぼコンビニということで、いかにコンビニに協力してもらえるか、どのようなルールを作ればいいかが重要。

岩手県警の事例では、簡単な表示のシートで確認を行っており、こういった簡単な方法で義務化するのはいかがでしょうか。

【石合委員】

もし義務となれば、「じゃあ声さえ掛ければいいのね」となってしまうかねない。

また、声を掛けた後の対応は個人のスキルに左右されることから、義務化が購入目的を確認することの促進になるとは限らない。

コンビニには人手不足や時給の高騰などの問題もあり、各オーナーの事業を圧迫しかねない。

今やってる対策の延長線上で、義務ではなく自主的に行い、できれば褒めてもらうような施策によって対応していく方が効果が大きいと考えている。

【原田会長】

具体的にどうやって施策を進めてどんな風に減らしていつてくれるのかをコンビニに丸投げするのは違う。

コンビニがやりやすくなるように確認のところを何か設定できないか。

義務化するかどうかは置いといて。

【石合委員】

対応した人に「協力してよかった」と思ってもらえることが一番良い。

「できてないじゃないか」、「やれ」、と言っても形式だけの対応となったり、声を掛けた相手から「65歳以上じゃない」と言われた時に「どうしたらいいんだ」となったり、「何でそんなことを聞くんだ」と言われたりすると、店員はくじけてしまう。

【原田会長】

とりあえず義務的にでも声掛けをやってみれば、多少でもいい方向に出るかもしれない。

【本委員】

年齢制限だったら煙草のように身分証明書を提示してもらうのはどうか。

時間経過で被害者が落ち着くなら、「年齢によっては10分待たないと買えない」とか。

【原田会長】

煙草は法令で決まっているからやらざるを得ないし、買う側もしようがないとわかっている。

「義務化になります」をどこまで広報するかだと思う。

「大阪では用途を知らせてください」と知らない状態で言われれば怒るかもしれないが、うまく周知されていれば違うのかもしれない。

【木ノ平委員】

高齢者80名にプリペイド型電子マネーについてアンケートを実施した。

まず80人のほとんどがプリペイド型電子マネーについて知っておらず、「買ったことがある」と回答したのは1人だけ。

一方、クオカードは皆買うと言っていた。

詐欺全体に言えることだが、詐欺の手口やこういうプリペイドカードが使われているということが高齢者に周知されていない。

「もしコンビニで購入目的を聞かれたらどうか」という問いに対しては、男女合わせて10人が「困る」と回答した。「困らない」は54人、16人は回答なしであった。

【原田会長】

もし高齢者が10万円分のカード持ってきて店員が声を掛けても、高齢者に逆切れされたら怖い。

1万円分を何枚も買うとか、コンビニを移って購入するケースはどこかで止められないのかなと思う。

【石合委員】

特定の会社のカードでの被害が多い。

ほとんど被害が出ていない会社もあるので、対策が発行会社によって違うのではないかと考えている。

もし可能であれば事務局で確認してもらえないか。

【事務局】

アップルが一番多いと新聞報道もされている。

いわゆるサポート詐欺では被害者は意味も分からずに10万円分のカードを何枚も買わされているので、一言声を掛けてもらえれば止まるのではないか。

全コンビニにチェックシートを渡しているが、徹底されているとは言えない。

警察から指導もしているが意識が低い従業員もいる。

浸透できたら防げるのではないか。

【原田会長】

確認の方法にバリエーションを付けるのはどうか。

「レジで確認するだけ」以外で店員さんにあまり負担にならない方法があればと思う。

例えば店内に「用途を聞きますよ」とか「不審な用途だとだめですよ」という標示をするなど。

複雑な手順になりすぎると、コンビニには外国人の従業員もおり、日本語で怒鳴られたら怖いだろうと思うので、簡単な方法がいい。

現在大阪府警で推奨している指さし確認のシートがある。

義務化すると、これを必ずやらしてもらうことになるのかな。

【石合委員】

カード購入者の大半は詐欺に関係ない普通の購入者。

詐欺に遭っている可能性があるケースは1%未満。

我々はあまり買う機会はないが、ゲーム課金や、孫にプレゼントする等の事例がある。

【原田会長】

詐欺被害では高額なカードを買わされており、用途を聞いてもうまく答えられない。

【石合委員】

「用途を聞かれたらこう答えるように」と事前に指示されているケースもある。

【原田会長】

コンビニが今やっている方法で抑えきれていないところを義務化できればいいと思うが、いろいろと問題もありそうだ。

【川本委員】

一定の金額以上を対象とすればコンビニの負担は少ないと思う。

それ以下を狙われるかもしれないが。

石合委員からの具体的なお話で、コンビニが苦勞していることがわかった。

こういう情報を共有してもらったことで、改めて府民を守らないといけないと思った。

【原田会長】

詐欺被害の事例では1万円分のカードを5枚買わされたり、10万円分を1枚買わされたり、別のコンビニに行くとかいろいろなパターンがある。

詐欺被害でないゲーム課金等で1万円よりもっと上の金額のカードを買うこともあるかもしれないが、その際にも確認を義務化したい。

一方で、義務化したときにコンビニの対応がおざなりになることは避けたいと思う。

休憩(約10分)

(4) 高齢者のATM振込制限

【事務局】

資料について説明。

【原田会長】

これは出来る出来ないという話で行くと、恐らく大変なことになる気がする。

国の方針としても、この限度額制限を進めて欲しいということになっている。

条例案としてはどうするのか。

これはもう率直に、長江委員のご意見を聞くことになる。

【長江委員】

本件については国の総合対策を受けて、警察庁と全国銀行協会との間で、システムの対応が出来るのか出来ないのか、あるいは、その顧客への影響度、さらに、限度額を引き下げた場合にどれだけの犯罪防止効果があるのか、どの年齢層を対象にどこまで引き下げたらよいのかなど、いろいろなデータを使いながら慎重に議論がなされている段階。

高齢者のATM振込制限をするのであれば、金融機関としては全国での調整に歩調を合わせていただかないと困る。

金融機関にとってシステム投資とは、人のお金を投じる話であり、顧客への二重基準となるとお客様も混乱し、説明にもとても労力がかかってしまう。

我々は大手銀行を中心に全国で事業を展開しており、振込取引のうち、正常な取引が99パーセントを占めていることから、多くの正常な取引を行っているお客さまへの対応に混乱をきたすことになる。

大阪府に限って進めるとしても、具体的な対象を口座の登録者の住所にするのか、使っているATMの店舗の住所にするのか、あるいは、口座が大阪府内にあるのか、いろいろな切り口がある。

それによってシステムが対応できるのかできないのか、という議論もある。

府の条例として縛れる範囲なのかという、そもそも論も起こりうる。

大手銀行では、金額の引き下げの要件設定に数カ月かかり、その後改修作業となると年単位の時間がかかると思う。

何年か前に大手銀行でシステム改修の際にシステムトラブルが起こり大問題となった。

現在、金融機関ではどんなに小さなシステム改修でも慎重に作業を進めている。

時間とコストをかけて、仮に大阪府への対応でシステム改修している間に国の調整が進み、大阪府とは別途の基準で制限を設けることになれば、さらに金融機関に負担がかかる。

お客さんにとっても、大阪だけが別基準、他に住んでいると別基準で制限をかけられる。

こういうリスクとコストを考えると、今の段階で独自の制限を一律で設けるのはどうかと思っている。

それから事務局でのアンケートをまとめた資料のなかに、「ATMでの振込制限でなにか困ることありますか」という質問があり、「困らないとの回答が約70%でした」、と書いているが、金融機関としては公的インフラを担っている立場として、むしろ30%が困ると言っているなかで一律制限するのは少し乱暴な対応ではないかと思っている。

警察庁と全国銀行協会は、現実的な対応がどこなのか探っているところなので、それを踏まえると、国レベルの協議が終了するまでは、各金融機関ができる範囲で自主的に引き下げ、できる範囲で求めて、国レベルの協議が終わった段階で対応するのがいいのでは、と思っている。

【原田会長】

長期間使っていない人の振込限度額を一旦下げたいが、それが出来るのか出来ないのか。

あと、不自然な入出金も絡むと思うが、入出金パターンを見ているときに、この人はあまり振込をしていないから、しばらく0円にして様子見ようということなのかどうか。

システムの的に大変なのは理解できるが、それを国の方針、方向性と合わせてどうやっていくか。

対応できる銀行はやってもらっても良いけど、一律には難しいというご意見だと思うが、どれくらい効果があるのかについては、非公開の情報になるので、そこで検討したい。

アンケートでは皆あまり困らないという意見で、意外にも振込制限ができるという意見が多かった。

【長江委員】

3割が困ると言っている。

【原田会長】

3割の人は日常的に使っている人で、今回の対象にはならないと思う。

木ノ平委員、もし高齢者としての意見があれば。

この3割の結果の人は、今言った対象外となる人だろうか。

【木ノ平委員】

私の方で調査した結果、「困る」と回答した人が27人、「困らない」と回答した人が36人、17人が「わからない」との回答。

また、「口座振込をしていますか」という質問については、51人は「振込みをしています」との回答、26人は「振込をしていません」との回答。

「振込しています」と回答したうち、頻度としては、「月1回から2回」が45.7パーセント、「月に3回から5回」は4人で5パーセント、23人は未回答。

振込制限についても質問したところ、5万円までの人は6人、10万円までの人は10人、20万円までは2人、52人が未回答。

【原田会長】

未回答が多いのは、わからないんだろう。

お金がいる時はいるし、振り込む時は振り込むということか。

【木ノ平委員】

「振込制限設定が特殊詐欺防止になると思いますか」との質問で、「思わない」と答えた人が13人おり、その理由として、

- ・ 振り込む時に困る
- ・ 必要な時に不便だ
- ・ 仕事の支払いやネットでの買い物で必要
- ・ 特殊詐欺は減らないと思う

という意見があった。

また、ATMで払い戻しが出来ないことをもっとPRしてほしいとの意見もあった。

【原田会長】

還付金詐欺の問題か。

【木ノ平委員】

銀行はポスターも貼っているし、銀行員も話をしてくれている。

指導もしてくれていると高齢者の皆さんは言っていた。

しかし、ATMにポスターも貼っていて、詐欺についてよく知っていたが、いざ警察官が来て声をかけられると腹が立ったという話を聞いた。

【原田会長】

警察官ではなく、周囲の人の善意で何とかできるほうが良いと思う。

警察官は、自身が怖がられているということに無自覚なところがある。

定期的に振り込んでいる人の金額を下げようという話ではないということが、伝わりにくいかもしれ

れない。

この言い方だと、高齢者はATMで振込が出来なくなるんだということになる。

ひょっとしたら、「長期間利用していない」という枕詞があった方が何か印象が違うかな。

これだと、普段からATMを使っている人が騙されると止められないので、それを止めるのが不自然な入出金の通報という仕掛けになると思う。

そういう意味では、これは実現出来ればいいが、色々出来るところと出来ないところがあるそうなので、難しいのかなと思う。

この部分は非公開の場でお話しする意見が多いと思うので次に進めたい。

(5) 被害場所の公表

【事務局】

資料について説明。

【原田会長】

これはハザードマップのようにするということか。

「ここのATMで被害に遭いました」というネガティブな情報をどこまで出すのか。

出すということで何か被害を回避する行動につながるのであれば意味があると思うが、この情報がどこまで効果があるのか、皆さんご意見があればどうぞ。

例えば、使われているATMと使われているカードの金融機関が違う場合があるが、公表するのはどういった内容になるのか。

【水野委員】

当初は公表した方が犯罪防止になると思っていたが、風評被害があると聞くと、一概にそうとは言えないと思った。

【原田会長】

「ここの無人ATMは狙われています」との情報を出した時に、それを知ってどうなんだという話。

「あそこのATMは危ない」という注意喚起になればまだいいが。

【長江委員】

風評被害と言うのは、そういうATMを持っている金融機関に対して「けしからん」となること。

もっと言うと、SNSでアップされて、「そこの支店長は何をやっているんだ」という状況になることを懸念している。

【原田会長】

無人で、周囲に人がいないようなATMは利用されやすく、被害も多いのではないかと。

しかし、それはATMを設置している銀行の責任ではないと僕は思っている。

設置場所を公表することどこまでの意味があるのか。

しっかり対策をやっているところを公表することはやったほうがよい。

【長江委員】

被害予防が目的だと、むしろ公表せずに、多く発生する場所の警備を警察当局が厳重にしたり、あるいは金融機関とかそのATMを管理している事業者にも、こっそりと教えて注意するよう促す方がはるかに効果的ではないかと思う。

例えばすりや痴漢が多い鉄道路線の場所を公表しているかという、公表していないと思う。

メリットとデメリットが色々あって、メリットの方が少ないから公表していないのだろう。

本件も同様。

【川本委員】

私は公表すべきだと思っている。

長江委員がおっしゃったところでいうと、都道府県の犯罪発生地マップを公表しているところがあって、大阪府でも安まちメールで犯罪の発生場所を具体的に公表している。

それと本件がリンクするかわからないが、「このATMが危ない」ということを公表するだけではなくて、きちんと高齢者にわかるように伝えて、地域に注意喚起することが大事だと考えている。

なんならATMに「ここで詐欺被害がありました」と張り出すくらいしていただいたほうが、被害予防につながるのではないかと。

これはすごく大事な情報になると思う。

【原田会長】

交番の前に、今日の交通事故件数が書かれている。

あれくらいのオーダーで、今日のこの地区での特殊詐欺被害が何件、何万円と書いていたらどうか。

知り合いの先生に特殊詐欺の話をした時に、「大阪府で1日1000万円やられています」というところに驚かれた。

特殊詐欺がこれだけ起きているということを府民が知らないことが一番大きいのではないかと。

それを知らせるための公表が一番いいんじゃないかな。

【石合委員】

被害場所の公表については、するべきではないと思っています。

特にATMでは、「ここで被害が出た」と出れば、「ここに住んでいる人は引っぱりやすいのでは」という犯人側の仮説になる可能性がある。

長江委員がおっしゃるように、我々に個別に教えていただいて、警察で巡回警備を強化する等すべきであり、なんでも情報を出すのはデメリットがあると思う。

【事務局】

事務局からよろしいですか。

毎月、ATMで被害に遭った場所と金額については、各団体の方に情報提供をしている。

もちろんコンビニ業界に対しても、お伝えしている。

【石合委員】

狙われているコンビニはわかるが、警察がその巡回警備を強化するのかというと、それは無い。

公表とは別の話だが、そういった意味で共通認識を持って対応するべきではないか。

【事務局】

情報提供する場合、連続発生している場所については、「狙われていますよ」と個別に担当者に連絡しているが、「わかりました」というだけで終わってしまうところもある。

【川本委員】

法的には条例規制で公表していいのか。

府民の知る権利からすると、犯罪発生地は知る権利なのかな。

それで「自衛せよ」ということに繋がる。

【事務局】

アポ電、いわゆる予兆電話があれば、各警察において、緊急警戒をかけて被害に遭いそうなATMに関して立番警戒、固定配置を1時間や2時間やっているところもある。

1週間連続で警戒することもあるが、なかなか被害は収まっていないので対策が必要と考えている。

【原田会長】

絨毯爆撃みたいに地域にまとめて電話がかかってくる。

それを検知すると、「どこの地区に今いっぱいアポ電がかかってきていますので気を付けてください」と安まちメールで流れるんです。

アプリを持っているとわかるようになっているが、アプリをダウンロードしている人があまり多くない。

すぐに警察も動いていると思う。

被害があればコンビニや金融機関に連絡しているみたいだが、それだけではどうも収まらない。

むしろ、これだけお金が奪われていることを府民が知るため、何らかの形での公表が必要だと思う。

どのレベルでやる、どの範囲のところを出すべきかが難しいところ。

本当はそれが全部、大阪府のトップページに常に更新されたいと思う。

今日の大阪府の特殊詐欺発生件数を市町村レベルで見られるとか、地区レベルで見られるとか、具体的な方法が出来たらいいかな。

本当はテレビで、「今日の株価」のところにに入れてもらいたい。

交通事故が問題になっていた時にそういう方法もあったと思う。

【長江委員】

公表というが、方法も問題。

広く伝える必要はないと思う。

【木ノ平委員】

コロナの時のように、毎日市町村ごとに「何人出ました」と発信したら参考になると思う。

【原田会長】

公表するのは被害者数か、被害金額か。

宝くじの「ここで100万円出ました」の方がインパクトがあるかな、と思っている。

人数と金額の両方を公表すると、1回あたりの被害金額がわかり、良くない。

公表はいろいろ難しい。

【本委員】

最終的には個別ではなくて、地域で公表した方が良いということか。

【川本委員】

地域での公表は、既に「何丁目で狙われています」という感じで出ている。

【原田会長】

もっと下のレイヤーのところで情報を共有するのであれば、それは全体に向けて公表しなくてもいい。

関係団体で、それもある程度できているということなので。

条例に入れても、今やっていることとあまり変わらないということだろうか。

一府民の求めに応じて、個別の情報も公表され、知ることが出来るかどうか。

しかしやり方を間違えると、ただの風評被害になる。

さっき長江委員がおっしゃっていたように、「この銀行はなんなんだ」と言われるのは心外かもし

れない。

【川本委員】

コンビニ強盗が発生すれば、当然ニュースに流れるが、その時に「コンビニの店長はどうしていたのか」とは言われない。

【石合委員】

強盗だとコンビニは被害者になるため違う。

この公表は、コンビニだと、「なんで注意してくれなかったの」と加害者に加担したような風評被害になるのではないか。

それ以上に僕は、そのATMが狙われているとか、そこがひっかかりやすいという話が犯人側に漏れて、地域として狙われてしまうんじゃないかと思っている。

もちろん啓発して注意することは必要だが、ネットとかのレベルでやることは、やり方としてどうなのかと。

さっき会長が話していたとおり、地域の人にある程度「このエリアでこのくらい被害が出てますよ」ということを喚起をしてもらう意味では、こういう情報発信は必要だが、だからといって、ここで被害にあったという事まで言う必要があるのかどうかは違う。

【川本委員】

被害がどのエリアで起きているのかは、ある程度公表されている。

情報は個別性が高いほど、人に伝わる。

自分のこととして捉えていないので、その結果、大阪で被害が大量に発生している。

もう少し、盛り込めればと思う。

【原田会長】

マップやグラフでわかるようなものがあるが、そうすると、実質的には同じことになるかな。

ここからは会長案を作ったので、これについて審議してもらいたい。

内容に不確実なところがたくさんあるので、非公開審議でさせていただきたいと思うがよろしいか。

【事務局】

非公開審議の準備をする。

以後の審議内容は大阪府情報公開条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当することから、非公開とする。